

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第四十七号

#### 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十三条 次に掲げる事務は、農林水産事務所長に委任する。ただし、第十六号(六)、(七)、(八)から(十)まで、(十二)から(十四)まで及び(十六)から(十八)まで（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百条の二に係るもの並びに同法第七条第五項及び第四十七条第一項を準用するものを除く。）並びに第五十五号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長を、第十号から第十五号まで及び第二十四号から第二十六号までに掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長を除き、第二十九号(一)から(三)まで、第三十一号から第三十三号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる事務については広島県西部農林水産事務所長に、第三十九号(八)から(十)まで及び(十二)から(十四)まで、第四十二号(一)、(二)、(六)から(八)まで、第四十三号、第四十四号並びに第五十一号に掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長に、第五十四号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長に限る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農業人材力強化総合支援事業実施要綱、新規就農者確保加速化対策実施要綱及び新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づく研修計画等の承認（準備型等のうち、県全域を対象とすると知事が認めた研修機関が行う研修を除く研修に限る。）</p> <p>二の二 新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく市町村経営発展支援事業計画、研修計画（就農準備資金のうち、県全域を対象とすると知事が認めた研修機関が行う研修に係るものを除く。）及びサポート体制構築事業実施計画（県全域を対象とすると知事が認めた研修機関が行う事業に係るものを除く。）の承認</p> <p>二の三 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づく事業実施計画等の承認（畜</p>	<p>第十三条 次に掲げる事務は、農林水産事務所長に委任する。ただし、第十六号(六)、(七)、(八)から(十)まで、(十二)から(十四)まで及び(十六)から(十八)まで（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百条の二に係るもの並びに同法第七条第五項及び第四十七条第一項を準用するものを除く。）並びに第五十五号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長を、第十号から第十五号まで及び第二十四号から第二十六号までに掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長を除き、第二十九号(一)から(三)まで、第三十一号から第三十三号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる事務については広島県西部農林水産事務所長に、第三十九号(八)から(十)まで及び(十二)から(十四)まで、第四十二号(一)、(二)、(六)から(八)まで、第四十三号、第四十四号並びに第五十一号に掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長に、第五十四号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長に限る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農業人材力強化総合支援事業実施要綱及び新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づく研修計画の承認（準備型のうち、県全域を対象とすると知事が認めた研修機関が行う研修を除く研修に限る。）</p> <p>二の二 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に基づく事業実施計画等の承</p>

産に関する事業に係るものを除く。)

二の四 農地利用効率化等支援助付金実施要綱に基づく支援助計画の承認(畜産に関する事業に係るものを除く。)

二の五 二の十一 (略)

二の十二 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱に基づく集落営農等支援助計画の承認

三及び四 一六 (略)

七 (略)

(一) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等(農地集積加速化支援助事業(農業経営法人化支援助総合事業実施要綱に基づいて行う事業で畜産に関する事業に係るものに限る。)、新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金及び県全域を対象とする知事が認めた研修機関に係る就農準備資金に係るもの並びにサポート体制構築事業及び市町活動費に関する事業に限る。)及び農産物生産供給体制強化事業(畜産に関するもの及び産地。パワーアップ計画(都道府県農業再生協議会長が作成したものに限る。))に係るものに限る。)を除く。)

(三) 一五 (略)

(六) 広島県農村整備関係事業補助金交付要綱の対象事業に係る補助金(次条第十六号に掲げるものを除く。)

八 一七 十 (略)

認(畜産に関する事業に係るものを除く。)

二の三 一 二の九 (略)

三及び四 一六 (略)

七 (略)

(一) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等(農地集積加速化支援助事業(農業経営法人化支援助総合事業実施要綱に基づいて行う事業で畜産に関する事業に係るものに限る。)、新規就農者育成交付金事業(経営開始資金、県全域を対象とする知事が認めた研修機関に係る就農準備資金及び市町活動費に関する事業に係るものに限る。)及び農産物生産供給体制強化事業(畜産に関するもの及び産地。パワーアップ計画(都道府県農業再生協議会長が作成したものに限る。))に係るものに限る。)を除く。)

(三) 一五 (略)

(六) 広島県農村整備関係事業補助金交付要綱の対象事業に係る補助金(次条第十七号に掲げるものを除く。)

八 一七 十 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。